

6. 過去に受けた診療や薬の情報が閲覧できます

マイナ保険証(又は保険証登録を行ってないマイナンバーカード)を用いてマイナポータルにアクセスすると、過去に受けた診療や薬の情報が閲覧できます。

<ご留意事項>

マイナポータル上の、過去に受けた診療や薬の情報は、レセプト(診療報酬明細書)のデータをもとに作成されます。

このため、直近の情報は閲覧できず、原則として診療月の翌月 11 日以降となります。(医療機関のレセプト提出日によっては診療月の翌月 12 日～13 日以降閲覧可能となることがあります。また、医療機関から審査機関へのレセプト提出月が遅れた場合など、閲覧可能時期が遅れることもあります。)

ただし、以下の情報は閲覧できませんのでご注意ください。

1. 保険適用外の診療等(自費診療、OTC 医薬品等)
2. 健保組合に申請し給付された療養費(※)にかかる診療の情報
3. 接骨院・整骨院での受療の情報

※治療用に作成した装具の費用、鍼灸あんまマッサージ、保険証等を提示しなかった／誤った健康保険証を提示した／海外で治療を受けた等の理由でいったん医療費の全額を負担したのちに健保組合負担分について給付を受けたものなど

なお、薬の情報は、当健保組合健康ポータルサイトすこやかサポート plus からもご確認いただけます。

ただし、以下の情報はご確認いただけませんのでご注意ください。

1. 保険適用外の薬の情報(OTC 医薬品等)
2. 院内処方の薬や入院中に処方された薬の情報

また、情報の更新は診療月の 3 か月後以降となります。

マイナポータルやすこやかサポート plus 内医療費と給付金支給額(処方医薬品情報)で閲覧できない薬の情報については、おくすり手帳等で管理してください。

<もっとくわしく：健康保険診療とオンライン資格確認・診療/薬剤情報提供のしくみ>

マイナ保険証や資格確認書(2025 年 12 月 1 日までは従来の被保険者証含む)を使用し医療機関で診療(調剤薬局での処方含む)を受けたとき、受診者(被保険者・被扶養者)は法令に定められた自己負担金額を負担し、残りの医療費は健保組合が負担します。

このため、医療機関は健保組合が負担する医療費を「レセプト(診療報酬明細書)」で審査支払機関を通じて請求しています。

レセプトには健康保険診療の内容が記載されており、審査支払機関が受領したレセプトのデータは「オンライン資格確認等システム」に登録されます。このデータを用いて、受診者本人がマイナポータル上から診療/薬剤情報を閲覧できるようになっています。